

第 97 号議案

豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による民間労働法制の一部改正を踏まえ、長時間労働の是正等を図るため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。